

7 米粉用米・飼料用米に対する特別支援

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米**については、**追加で支援**を行います。

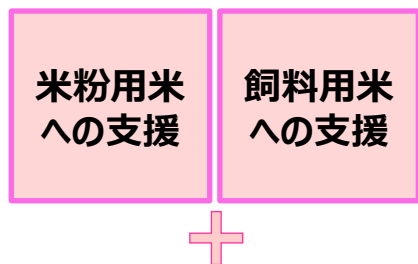
米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていません。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要**があります。

これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている**実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量（下図右の赤枠部分）を確保できるよう対応**します。

いずれも、**実需者と農業者が連携する取組**に対し、**収量に応じて支援**します。

<事業の内容・イメージ>

米粉用米・飼料用米に対する特別支援



生産性向上の取組への支援

（前ページで示した
コメの生産性向上支援）

より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

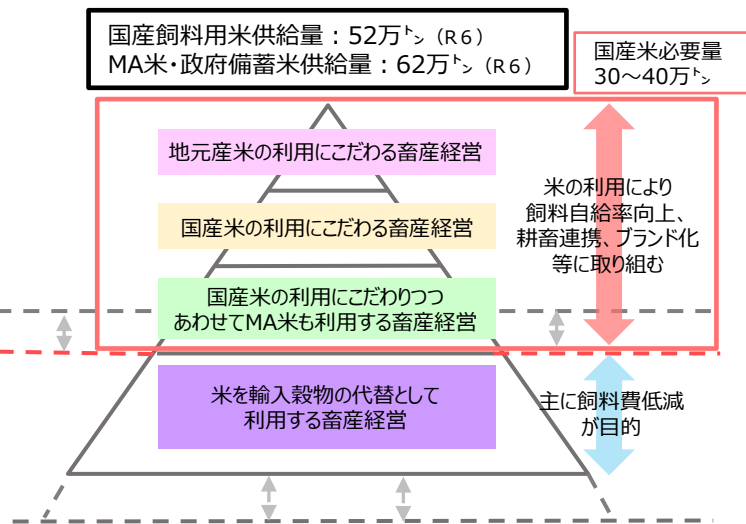
※収量に応じて支援

（地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行いません。）

※**米粉用米**は、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とします。

※**飼料用米**は、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による
耕畜連携を要件とします。

飼料用米の利用者層のイメージ



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 (03-6744-2517)

畜産局飼料課 (03-6744-2399)